

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえない
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

遺言の変更・撤回はいつでもできます

いちど遺言を書いた場合でも、気持ちの変化によりその内容を変更したいというケースは少なくありません。遺言の内容を変更する方法として、

遺言による撤回、新たな遺言の作成、遺言と異なる行為の3つが挙げられます。

遺言による撤回とは、従前の遺言の全部又は一部を、遺言により撤回することです。公正証書遺言を自筆証書遺言の形式により撤回することも可能です。

次に、新たな遺言の作成により従前の遺言の内容が変更されることになります。これは、内容の抵触する部分について日付の新しい遺言が優先さ

れるからです。

また、遺言と異なる行為により内容が変更されるのは、遺言書でAに相続させるとしたにもかかわらず後にBに贈与した場合、すべてを遺贈するとして養子との縁組を解消した場合などです。

このほか、遺言者が遺言書や遺贈の目的物を故意に破棄した場合も、遺言を撤回したものとみなされます。

なお、第三者が遺贈の目的物を破棄した場合、遺言者は、破棄した第三者に対して損害賠償請求権を有することとなり、その請求権が遺贈の目的物となるものと解されていますので、遺言が撤回されたらとみなされるわけ

ではありません。

ところで、遺言は遺言者の自由な意思に基づいて作成されるべきものですので、その撤回もまた遺言者の自由な意思に委ねられるべきと考えられています。そのため、遺言を撤回する権利を放棄することはできませんし、受遺者との間で「遺言の書き直しはしない」と約束しても、それは無効です。

遺言を作ろうとすると完璧なものにしたいという気持ちが先立つと思いますが、以上のように一度作った遺言は、いつでも変更や撤回をすることができますので、今の気持ちを遺言書として書き留めておきましょう。

遺言能力

民法では、満15歳に達した者は遺言をすることができます。また、成年被後見人であっても、意思能力（自己の行為の結果を弁識する能力）が回復している時においては、遺言をすることができます。

このように判断能力が不十分な者にも遺言能力を認めているのは、そうでない者と同様に生前の意思をできる限り尊重すべきであること、その最終意思を尊重したとしても弊害は少ないことなどが挙げられます。

しかし、生前の意思を尊重しようとする中で、かえって遺言能力をめぐる争いをもたらすことが少なくありません。

実際に裁判で争われた事例では、高齢の遺言者が、その全財産を親族でもないほとんど交流のなかった弁護士に遺贈する旨の公正証書遺言が作成され、その効力が争われました。

この事例では、遺言者は簡単な日常会話が可能であったが、表面的な受け答えの域を出ないものであること、遺言者が弁護士に全財産を遺贈する動機に乏しいことなどの事情を考慮し、遺言者は「遺言当時、遺言行為の重大な結果を弁識するに足りるだけの精神能力を有しておらなかった」と判断し、裁判所は、この遺言を無効とする判決を下しました。

このように、遺言を悪用して相続人の権利を侵害するような事件が存在するのは「遺言能力は低くても足りる」というのが一般的な考え方であるためだと指摘されています。

上記のような極端な例でなくても、遺産をめぐる争いの端緒として、遺言作成当時の診断書などを根拠に、遺言能力が存在していたか否かが問題となることがあるのです。

超高齢化社会を迎え、遺言の重要性がますます高まりますが、遺言者の自己決定権を尊重する一方で、どこまで遺言能力を認めるかが今後の課題となることでしょう。

相談センター情報(相談件数とその傾向)

平成24年11月分

この遺言、有効？

相談内容(複数回答あり)	件数
貸金	10
売買代金	0
請負代金	0
売掛金	1
不動産明渡	16
登記請求	0
敷金	2
賃料	2
労働紛争	6
交通事故	0
その他損害賠償	18
相隣関係	4
境界	4
執行手続	1
その他	44
一般民事計	108
法定後見	9
任意後見	2
未成年後見	0
相続紛争	17
離婚	2
養育費請求	3
親子関係	3
その他	19
成年後見・家事事件計	55
相続	88
贈与	6
売買	10
担保権	2
商業法人全般	4
供託	0
その他	31
登記・供託計	141
契約トラブル	1
契約トラブル計	1
返済が苦しい	8
自己破産	4
返済条件を緩和	0
取立が厳しい	1
訴訟を起こされている	0
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	0
保証債務の履行	0
ヤミ金融	2
おまとめローンで借金を一本化	1
その他	13
クレサラ計	29
その他	25
その他計	25
合計	359

遺言を公正証書で作成する場合と自筆証書で作成する場合のメリット・デメリットを比較するとき、自筆証書遺言は、費用をかけず簡単に作成することができる一方、法定の要件を欠いているため遺言が無効になってしまうおそれがあると説明されることがあります。

そこで、自筆証書遺言の要件を確認した上で、問題となりそうな事例の有効性を検討してみましょう。

自筆証書遺言の要件は、「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自署し、これに印を押すこと」です。

日付を次のように記載した場合、有効でしょうか。

- Q1「平成25年1月吉日」
- Q2「平成24年大晦日」
- Q3「還暦の誕生日」
- Q4「昭和五拾四拾年五月五日」
- Q5年賀状に遺言を書いたため作成したのは平成24年12月24日だが書面には「平成25年1月1日」と記載した

氏名を次のように記載した場合、有効でしょうか。

- Q6戸籍上の氏名ではなく通常使用している通名を記載した

押印を次のようにした場合、有効でしょうか。

- Q7 拇印または指印
- Q8 押印の習慣のない帰化した人であるため押印がない

Q9 遺言書面には押印がないがこれを入れた封筒の封じ目には押印した

- 参考回答
- A1 無効(最判昭54.5.31)
- A2 有効
- A3 有効
- A4 有効(東京地判平3.9.13)
- A5 事案による 原則無効と考えられる(東京高判平5.3.23)が、最判昭52.4.19は全文を自署した8日後にその日の日付を記載した場合で有効とした。
- A6 有効(大判大4.7.3)
- A7 有効(最判平元.2.16)
- A8 有効(最判昭49.12.24)
- A9 有効(最判平6.6.24)

いかがでしたか？ 問題とならないことが一番ですがね…。

時のことば

本年10月1日、消費者安全法が改正され、消費者安全調査委員会が発足しました。

消費者庁発足のため、平成21年9月に施行された消費者安全法は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的とする法律ですが、消費者事故については、消費者庁に情報を一元的に集約し、公開することは定められていたものの、原因究明のための調査権限はありませんでした。

消費者庁発足以降も、エレベーターの事故等消費者事故が多発しており、再発した事故の被害者からすれば、原因

消費者安全調査委員会

を究明し対策をたてておけば、被害を防止できたのではないかと思うのは当然です。

事故が発生し警察による捜査が行われても、その目的は関係者の刑事責任を追及することにあります。当該企業による調査も行われますが、客観性があるとは言い難いのが現状であり、被害者の不満は解消されないままと言わざるを得ない状況でした。

発足した消費者安全調査委員会は、消費者事故の発生・拡大の防止、被害の軽減を図ることを目的とし、生命・身体分野の消費者事故を調査の対象としています。みずから

も調査権限をもちますが、他の行政機関による調査が行われている場合には、その結果を評価する権限があります。そして、関係行政機関に対し、施策や措置を講じるよう求める勧告や意見を述べるができるようになります。

また、委員会の調査を促すため、被害者はもとより、誰でも被害情報を提供できる手続も整備されました。

先日消費者庁は、5件の消費者事故について調査を開始したと発表しました。徹底した調査を行い、再発防止につなげて欲しいものです。

1月の重点テーマ

～ 遺 言 ～

個人的な経験ですが、せっかく「自筆証書遺言」が残されているのに、本号でご紹介したような形式上の不備があったり、「裏の山」のように特定性を欠く記載であったりするため、名義変更手続きに利用できないというケースがいくつかありました。

ご自身の意思が相続開始後に実現できるよう、「自筆証書遺言」にしる「公正証書遺言」にしる、遺言の作成を検討・ご希望の皆さんには、専門家に相談しながら手続きを進めることを強くお勧めします！

司法書士総合相談センターしずおかをご活用ください！！

司法書士総合相談センターしずおか

TEL:054-289-3704

ご相談は無料です！！